

# 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(T B T協定)附属書3のLに基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく接着たて継ぎ材の  
日本農林規格の制定について

下記のとおり、接着たて継ぎ材の日本農林規格を制定する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

## 記

- 1 件名  
接着たて継ぎ材の日本農林規格の制定
- 2 対象品目  
接着たて継ぎ材
- 3 趣旨及び目的  
針葉樹の木材のうち、建築物の屋根、床、壁などの、建築物の構造耐力上主要な部分以外に使用する部材として、繊維方向を互いにほぼ平行にして材長方向にフィンガージョイントによって接着した、接着たて継ぎ材について、建築用材料としての利用に当たって求められる性能や品質の基準を定めたものである。規格の主な内容は次のとおり。
  - (1) 接着たて継ぎ材の適用範囲、引用規格、用語及び定義を定めること
  - (2) 材面、たて継ぎ部の品質、接着の性能及び含水率等の品質の基準を定めること。
  - (3) 品名、材面の品質及び樹種名等の表示基準を定めること。
- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 意見提出先  
農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL (03) 6744-7182  
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限  
掲載から60日後